

鳥羽市行政常任委員会会議録

令和5年12月18日

○出席委員（11名）

委員長	尾崎 幹	副委員長	戸上 健
委員	世古 雅人	委員	山本 欽久
委員	瀬崎 伸一	委員	南川 則之
委員	濱口 正久	委員	山本 哲也
委員	木下 順一	委員	坂倉 広子
委員	世古 安秀		
議長	河村 孝		

○欠席委員（1名）

委員 中村 浩二

○出席説明者

・中井市民課長、大西係長、大田係長

○職務のために出席した事務局職員

議事総務係 岡村 なぎさ
書記

(午前10時22分 再開)

○尾崎 幹委員長 皆さん、本会議に引き続き、お疲れさまです。

ただいまから行政常任委員会を再開いたします。

中村委員から体調不良のため欠席の報告がありましたので、ご承知おきください。また、副委員長が不在となることから、本日出席議員中、最年長議員である戸上議員に臨時副委員長を務めていただきますので、よろしく申し上げます。

当委員会に付託された案件は、議案第37号、鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正について、議案第38号、鳥羽市手数料徴収条例の一部改正についての議案2件であります。

審査に入る前に、委員の皆さんに申し上げます。

本日、議案が複数ある課については一括して説明を受け、その後、議案ごとに質疑を行いますので、ご承知おきください。

それでは、これより付託議案の審査に入ります。

議案第37号、鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正について、議案第38号、鳥羽市手数料徴収条例の一部改正について、担当課の説明を求めます。

課長。

○中井市民課長 おはようございます。市民課、中井でございます。

それでは、提出いたしました議案について説明を申し上げます。

追加議案書の1ページをお願いいたします。

議案第37号、鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

予算委員会のほうでも申し上げましたが、関連予算案とこの条例議案が前後したことを改めましておわび申し上げます。

では、本議案の提案理由につきましては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部改正に伴いまして、出産する予定の被保険者または出産した被保険者に係る国民健康保険税の免除措置について、所要の改正をするものとして提案するものでございます。

内容としましては、出産を予定する被保険者または出産した被保険者の所得割及び均等割について、出産予定日または出産日が属する月の前月から四月間を免除する規定を加えるものでございます。

なお、多胎妊娠、いわゆる双子以上の場合は、出産予定日または出産日が属する月の三月前から六月間が免除期間となります。

それでは、提出しました資料、鳥羽市行政常任委員会市民課1という資料がございますので、それをご覧いただきたいかと思います。

新たに始まる制度の内容として、まず、対象となる方及び受付期間でございます。

令和5年1月1日以降に出産予定の国民健康保険の被保険者の方が対象でございます。届出は出産予定日の6か月前からできまして、出産後の届出も可能でございます。

次に、国保税の免除の方法でございます。

その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から出産予定月または出産月を起点として、その前月から出産予定月または出産月の翌々月のいわゆる4か月間、これを産前産後期間といいます。その期間相当分が減額をされます。なお、多胎妊娠の場合は3か月前からとなりますので、通算6か月間が減額の対象となります。

なお、令和5年度中においては、制度開始日がこの関係で令和5年11月に出産した場合は1か月間となりますが、以降1か月単位で増える形となります。これは5年度中に限りませんが、例えば出産後に届けた場合、出産前の期間も減額の対象となりますので、保険税を既に支払っている場合は還付される形となります。

次に、届出に必要な書類でございます。

届出書をはじめとしまして、出産前には、母子手帳など、出産予定日及び多胎妊娠の場合には、それが分かるもの、出産後では、親子関係を明らかにする書類、また、対象者の保険証、世帯主及び対象者の個人番号が分かるものをお持ちいただきます。

今現在見ていただいております資料は、制度周知用のリーフレットになりますが、令和6年1月以降に市民課及び健康福祉課の健康係の窓口におきまして、該当者等に配布をしたいと考えております。また、市広報紙等での周知も図っていきたく思っております。

それでは、改めまして新旧対照表の1ページをご覧くださいと思います。

条文の改正内容としましては、第23条第3項と第24条の3の追加となります。文言は読み上げると長くなりますので、内容の説明をさせていただきます。

まず、1つ目として、第23条に第3項を追加しまして、当該被保険者の産前産後に係る所得割額及び被保険者均等割額を減免することとしまして、各号においてその減免額を定めております。

各号の内容としましては、第1号及び第2号で基礎課税額に係る所得割額及び被保険者均等割額について、それから、2ページ目をご覧ください。第3号、第4号で後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額及び被保険者均等割額について、第5号及び第6号で介護納付金課税額に係る所得割額及び被保険者均等割額について、各々で減免する額を年額の12分の1の額に該当月数を乗じることとしております。

2点目としましては、第24条の3を追加し、産前産後の減免に係る届けについて定めております。

各項の内容としましては、第1項で届け出る事項、第2項で届書に添付する書類、第3項で届出の開始日、第4項で省略事項を規定しております。

施行日につきましては、令和6年1月1日からとなりますので、令和5年度は令和6年1月以後の期間について適用されます。

議案第37号の説明は以上となります。

続きまして、議案第38号を説明させていただきます。

追加議案書の5ページのほうをお願いいたします。よろしいでしょうか。

では、議案第38号、鳥羽市手数料徴収条例の一部改正についてでございます。

提案理由につきましては、戸籍法の一部改正により、地方公共団体の手数料の標準に関する政令等の一部が改正されたことに伴いまして、新たに開始される戸籍電子証明書提供用識別符号等の手数料について所要の改正をするものとして提案するものでございます。

内容としましては、戸籍及び除籍に係る電子証明書提供用識別符号の発行手数料の追加と、本籍地以外の市

区町村窓口において、戸籍謄本等の公布請求が可能となることに伴います条項の整理並びに文言の修正でござ
います。

では、提出しました資料を行政常任委員会市民課の2という資料をご覧ください。よろしいでしょうか。
それでは、1ページになります。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正につきましては、戸籍法の改正に伴うものですが、令和
5年12月1日に閣議決定がなされ、12月6日に公布をされました。

では、戸籍法の改正について該当部分を説明させていただきます。

まず、この資料の1ページの左側になります。

新たに戸籍（除籍）謄本等の広域交付ができるようになります。これは戸籍法に追加された第120条の
2第1項によるものでございます。

現状では戸籍（除籍）謄本等を取得する場合、それぞれの本籍地で取得しなければなりませんでした。制
度施行後は、最寄りの役所等の窓口で取得が可能になります。

次に、今度は右側に移っていただきます。右側の上段でございます。

新たに戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号というものが発行できるようになります。これは、追加され
ました第120条の3第2項によるものでございます。この図を見ても、ぱっとは分かりにくいとは思って
ますが、電子証明書提供用識別符号というものは、いわばパスワードのようなものだと考えていただければよろ
しいかと思えます。例えば年金の手続等を行う場合に、年金事務所に戸籍謄本の提出が必要な場合と考えてい
ただければ、例えば現状では、この表でいきますと、びかびかと星のついたこの方はA市役所で戸籍謄本を取
得して年金事務所、この図でいきますと行政機関というところですね。こちらのほうに紙媒体での戸籍謄本を
提出する必要がありましたけど、制度施行後は、A市役所などにおいて識別符号を取得していただいて、その
識別符号を年金事務所に提出すれば紙媒体を提出せずに手続ができるようになります。なお、ここには記載は
ございませんが、識別符号はご自身のマイナポータルでも取得できるようになる予定です。

次に、右側の下段になります。

届書等情報内容証明書の交付等ですが、この証明書等の交付や届出書の閲覧については、現在の制度に加え
て、電子化された届書等情報からの作成・閲覧が可能になるもので、これも追加された120条の6第1項に
よるものでございます。

続いて、資料2ページのほうをご覧ください。

これは、戸籍法の一部改正を受けて改正された手数料の標準に関する政令の改正前と改正後の事務の内容、
それから根拠規定、手数料額を示したものでございます。

改正後のところをご覧くださいと分かる通り、赤字が追加された事項でございます。戸籍（除籍）の証明
書に関して広域交付が可能となっても手数料に変更はございませんが、新規事務の識別符号の発行に関しては、
新たに手数料額が規定されるとともに括弧書きで（徴収しない場合）となっております。括弧書きについては、
また後ほど説明をさせていただきます。

下2段の証明書の発行等に関しては、電子化された届書等情報の内容に係る証明書の発行・閲覧が新たに可
能となったもので、手数料額の変更はございません。

次に、資料3ページをご覧ください。

新たに発行される戸籍（除籍）の識別符号について手数料を徴収しない場合がございます。先ほどの括弧書きの部分でございます。

以下に該当する場合は手数料を徴収する事務から除かれる予定となっておりますが、もうこれ、閣議決定前の資料ですのでご了承ください。

①、②とありまして、いろいろ法律や文言が書いてありますが、内容としましては、①は、マイナポータルでも識別符号を取得できるようになる予定であることから、ご自身がマイナポータルで取得する場合の事項でございます。窓口にお見えになりませんので、必然的に手数料は発生をいたしません。次に、②ですが、これは識別符号を取得する際に、同時に同一の事項が記載された紙媒体での証明書を取得する場合の事項でございます。紙媒体の証明書の発行手数料が優先されますので、それと同時に識別符号を取得しても二重の手料は発生いたしません。

以上が戸籍法の改正に伴う制度改正の内容になります。

それでは、新旧対照表に改めて戻っていただきまして、4ページのほうをご覧ください。

条文の改正内容としましては、第2条第1項第3号の改正でございます。文言は、これも読み上げると長くなりますので、内容の説明とさせていただきます。

第3号のアにつきましては、戸籍謄本等の広域交付に係る根拠規定の追加と文言の修正でございます。イにつきましては、戸籍の電子証明書提供用識別符号の交付に係る根拠規定と手数料額並びに手数料を徴収しない場合の事項を新たに定めるものでございます。

5ページをご覧ください。

ウにつきましては、除籍謄本等の広域交付に係る根拠規定の追加と文言の修正でございます。エにつきましては、除籍の電子証明書提供用識別符号の交付に係る根拠規定と、手数料額並びに手数料を徴収しない場合の事項を新たに定めるものでございます。キにつきましては、届書等記載事項証明書等の作成について、電子化されたデータからも作成できることを可能にするための根拠規定の追加と文言の修正でございます。

6ページに移ってください。

6ページでは、ケにつきましては、届書等の閲覧について電子化されたデータの内容を表示したものの閲覧することを可能にするための根拠規定の追加と文言の修正でございます。

この条例の施行日につきましては、令和6年3月1日となります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○尾崎 幹委員長 担当課の説明は終わりました。

これより議案ごとに質疑を行います。

まず初めに、議案第37号についてご質疑はございませんか。

南川委員。

○南川則之委員 少し教えてください。

課長の説明で分かったところで、とめ直しになるか分からんですけども、この条例の改正ということで、先ほどいただいたとる、このぺら1枚の中では、4か月の中で令和6年1月以降の分ということで、11月に出産

した人は1か月分と書いてあるんですけども、先ほどの課長の説明で、その以降、1か月単位で増えてきますよと言うんですけど、12月、1月、2月以降となった場合にはどのように増えるか、ちょっと説明をお願いします。

○尾崎 幹委員長 大田係長。

○大田係長 保険年金係の大田と申します。よろしくお願いします。

11月1日以降に出産をされた方というのは、令和6年1月に施行となりますので、出産の前月から翌々月までの4か月間という形で計算をいたしますと、11月出産の方は1月分のみとなってきます。そうしますと、12月は1月・2月分という形で月割りの計算をいたしまして軽減をさせていただきます。

以上です。

○尾崎 幹委員長 南川委員。

○南川則之委員 そうすると、2月以降は生まれた人は4か月ということですね。分かりました。

それとですね、委員長、続けていいですか。

○尾崎 幹委員長 どうぞ。

○南川則之委員 その割で、それで、この条例の所得割という12分の1ということになつるとということで、その月と、この12分の1を掛けて、さらに国保税の金額から計算して出されるということなんですけども、この免除の割というんですか、均等割とか所得割というのがあると思うんですけども、その辺で、モデルケース的に、均等割は当然同じだと思うんですけども、所得割もそれぞれの所得によって違うと思うんですけども、何かモデルケース的にこれぐらいというのが分かれば教えてください。

○尾崎 幹委員長 ありますか。

大田係長。

○大田係長 まず、所得割に関しましては個別の所得になりますので、税情報になりますので、その方その方に応じて、相談のほうを受けたときに出させていただきます。

ただ、国民健康保険税の計算方法としまして、医療分は所得割が7%、後期支援分が所得割が1.7%、介護保険分のほうが2.7%、こちら40歳以上の方になってきますけれども、40歳以上の方の出産もあり得る話ですので、こちらの分に関しても軽減がききます。

ただ、均等割に関しましては、数字が出ておりますので、均等割医療分、後期支援分、介護保険分合わせまして4万5,900円になります。こちらのほうで国保税の軽減がない方に関しましては、4か月分で1万5,300円、7割軽減がきく方に関しましては4,590円、この方に関しては所得がないと見込まれますので、最低で4,590円、4か月分で軽減されるかなと思っております。

続きまして、5割軽減の方は7,650円、2割軽減の方は1万2,240円となっております。

以上です。

○尾崎 幹委員長 南川委員。

○南川則之委員 ありがとうございます。丁寧な中身もあって。

もう一点だけ教えてほしいのは、この周知方法というんですか、もう今12月に入って、先ほどの説明で11月中ということですので、出産された方もおられるということで、この周知について、当然今後12月以

降というのは、窓口申請に来られたときに、きちっと説明はしていただけるのかなと思うんですけど、もうそういう出された人に対する周知というのはどうされるか、教えてください。

○尾崎 幹委員長 大田係長。

○大田係長 すみません。まず、1月1日以降に出生された方というのが、私どもで把握している段階で1名みえます。この方に関しましては、こちらの条例のほうが施行され次第、1月1日以降になってきますけれども、個別で周知をさせていただきたいと思っております。

今現在妊娠されていたりとか、出生予定の方に関しましては、まず、妊娠した段階で健康係のほうで妊娠届を出していただきますので、こちらのほうでリーフレットと申請書、届出書のほうを配布していただくように依頼をかけたいと思っております。広報1月号に関しても、そちらのほうに掲載をさせていただきまして周知を図りたいと思います。

ただ、1点難点なのが転入者に関してです。転入者に関しましては、マイナンバーカードのほうに、もちろん妊娠しているという言葉載ってきませんので、個別でちょっと聞かせていただきまして、漏れないようにしたいと思っております。

以上です。

○尾崎 幹委員長 南川委員。

○南川則之委員 ありがとうございます。

周知も含めて、しっかり対応をいただけるよう、よろしく申し上げます。

私からは以上です。

○尾崎 幹委員長 他にございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 1点確認だけお願いします。

新旧対照表によりますと、減額は12分の1掛ける月数ということになっております。

ということは、その月数の間は全額免除、減額という理解でよろしいんですね。12分の1掛ける、例えば4か月なら4か月分が減額ということは、この4か月分は保険料ゼロという理解でよろしいのでしょうか。

○尾崎 幹委員長 大田係長。

○大田係長 すみません。こちらに関しましては、例えば独り世帯である方に関しては平等割というのがございますので、世帯割というのかかかってきます。また、個人で資産をお持ちの方に関しましては資産割がありますので、必ずしも全額免除になるわけではなく、均等割と所得割の部分が減額という形になってきます。

以上です。

○尾崎 幹委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 確認ですけれども、そうなりますと、ここで、資料で説明されております所得割と均等割が年額から減額されて、保険税がゼロになるとは限りませんというのは、世帯割は先ほどおっしゃった3割、5割ですか、それにはかかるんで、その分は減額になりませんという理解でよろしいのでしょうか。分かりました。

○尾崎 幹委員長 いいですか。

○戸上 健委員 いいです。

○尾崎 幹委員長 他にございませんか。

(発言するものなし)

○尾崎 幹委員長 ないようですので、次に、議案第38号について質疑はございませんか。

濱口委員。

○濱口正久委員 すみません、ちょっと1点お聞きします。

今回この改正によって現状よりもかなり手間が省けるのではないかなというふうに思われるんですけども、今回、この鍵となるのは、識別符号が発行されるということだと思うんですけども、これに関してマイナポータルを活用すると、この400円ないし700円のところが不要でないというのは、この表の2のところに書かれているものだと思うんですけども、具体的にマイナポータルのちょっと活用してというのは、どんな感じなのか、ちょっとだけ段取りだけ教えていただけますか。

○尾崎 幹委員長 大西係長。

○大西係長 戸籍係の大西と申します。

マイナポータルを活用して識別符号を取得するという手続の具体的なことにつきましては、今、国のほうで検討しておりまして、今の段階では具体的な手続、やり方というのは示されておりません。

今後、もう少し詳細に国のほうから情報が来るかと思っておりますので、それが届き次第、市民の方に対して、また周知のほうを行っていきたいと考えております。

以上です。

○尾崎 幹委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 これ、もう3月1日から施行するというのが決まっておるという状況の中で、そのこのところの具体的な手続の仕方が分からないとなってくると、これ、本当にそれができる、できないで手数料が発生する、発生しないというのは大きなことが出てくると思いますので、3月1日に向けて施行なので、もう期間は多分2月か、それぐらいしか発行する何か周知の方法ってなかなか難しいと思うので、その辺については、しっかりと周知していただきたいなと思っておりますけど、その辺はどうなのでしょう。

○尾崎 幹委員長 大西係長。

○大西係長 国のほうから法律は識別符号が発行できるというふうに改正がされたんですけども、この識別符号を活用して行政機関等が戸籍の電子証明書を照会できるようになる環境というのが、令和6年度末ぐらいになるという予定と聞いております。

ですので、法律上は施行できるんですが、実際にそれを活用するのは、もう少し先というふうに考えておりますので、今後は国からの情報に注視をして、適正に市民の方には周知をしていくというふうに考えております。

○尾崎 幹委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 分かりました。

これ、混乱がないようにしっかりと進めていただきたいと思っております。これでいきますと、3月からできるかなというふうに誤解される方もみえると思っておりますので、しっかりとよろしく願います。

以上です。

○尾崎 幹委員長 よろしいですか。

○濱口正久委員 はい。

○尾崎 幹委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○尾崎 幹委員長 以上で、付託された全ての議案について説明を受けました。

続いて、採決に入る前に、委員の皆さんで討議したい案件はございますか。

(「なし」の声あり)

○尾崎 幹委員長 ないようですので、これより採決を行います。

お諮りします。

議案第37号、鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第37号については原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第38号、鳥羽市手数料徴収条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第38号については原案どおり可決することに決定しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

以上で本日の委員会は終わりたいと思いますが、当委員会における委員長報告につきましては、ご一任お願いいたします。

これもちまして、行政常任委員会を散会します。

(午前10時51分 散会)

委員長はこの会議録を作りここに署名する。

令和5年12月18日

行政常任委員長 尾 崎 幹